

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月8日(水)午前9時00分から午前10時18分

2. 開催場所 役場2階第7・8会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による届出

(2) 専決事項について

4月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から4月15日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### (開会)

#### < 新村職務代理 >

おはようございます。平成 31 年が先月終わりました、今月から令和元年ということで新しい農業委員会も今月から始まります。辰野町農業委員総会を開会いたします。よろしくお祈いします。

### (会長あいさつ)

#### < 福島会長 >

おはようございます。令和ということで、新しい年を迎えて、新しい農業委員会が今日から発足するわけですが、よろしくお祈いいたします。近年霜がきたり、果樹の方は結構花がやられたり、田んぼも霜で稲の葉先が黄色くなったりしておりますけれど、連休中には田んぼも水が入りまして、もうじき田植えが始まると思います。1 年間農業に一生懸命立ち会ってもらい、良い農業委員会ができますようによろしくお祈いします。大変今日はご苦勞様です。

### (議事録署名委員の指名)

#### < 有賀会長 >

5 番の小澤委員さんと 6 番の一ノ瀬委員さん、よろしくお祈いいたします。

#### < 赤羽事務局長 >

議事に入ります。議長につきましては、会長よろしくお祈いします。

### (議事)

#### < 有賀会長 >

それでは、議案第 1 号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお祈いします。

## 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

＜唐澤事務局次長＞

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

東京都江戸川区北葛西<sup>きたかさい</sup>…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字南原…番…、地目は田、面積639㎡、および大字伊那富字南原…番…、地目は田、面積1096㎡を、辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは遠方にお住まいで耕作が困難なため、譲受人のBさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は159アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

＜福島会長＞

現地を私と野澤さんと見ましたが、場所は地図の通りでございます。(場所の説明)今まで休耕でしたが、境も入っておりますし、水路もあります。以上です。

この件についてご質問等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第1号、4条の規定による許可申請について1～2番朗読】

＜唐澤事務局次長＞

1番、地図は2ページを、配置図は3ページをご覧ください。

大字小野…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字小野字外畑…番…、地目は畑、面積124㎡に住宅を新築するための申請でございます。

申請者は、現在申請地に隣接する住宅に家族2人で生活しておりますが、娘夫婦が県外からUターンし生活を行う計画があり、手狭となるため、申請地に離れの住宅を新築したい計画です。

申請地は、上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の

公共公益的施設、両小野小学校及び小野保育園がありますので、農地法第 5 条 2 項①ロ(1)第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。こちらは農振農用地でしたが平成 31 年 4 月 22 日に農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

#### <中村委員>

説明します。事務局から説明がありましたとおり、4月22日に農振除外の手続きが終了しております。内容につきましては、離れということで、娘夫婦がこちらの転居することによるためです。前面は町道があり、下水上水道とも完備しており、なんら問題ないと思います。よろしくお祈いします。

#### <福島会長>

この件についてご意見ご質問等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <唐澤事務局次長>

2 番、地図は 4 ページを、配置図は 5 ページをご覧ください。

大字横川…番地にお住まいのBさんが所有いたします、大字横川字飯沼沢…番…、地目は田、面積 75 m<sup>2</sup>に倉庫兼駐車場を新築するための申請でございます。

申請者は、現在使用している倉庫が手狭になったため、申請地に倉庫兼駐車場を新築したい計画です。

申請地は宅地に囲まれた 10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第 5 条第2項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でしたが平成 30 年 12 月 4 日に農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

#### <一ノ瀬委員>

過日、現地を私と根橋推進委員と立会いました。事務局から説明があったとおり、問題もなく、計画性もありしっかりしておりますので、よろしいかと思ひます。以上です。

#### <福島会長>

この件についてご質問等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、大字赤羽…番、地目は畑、面積482㎡、および大字赤羽…番、地目は畑、面積334㎡を、長野市中御所…丁目…番…号にお住まいのBさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人のAさんは高齢のため、農地の有効利用を検討しておりました。

譲受人のBさんは、申請地に太陽光パネル192枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、Bさんは町外在住ではありますが、設備の管理等は施工業者が代行して行う予定です。

申請地は宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。また、…番(面積482㎡)につきましては抵当権が設定されておりますので、関係権利者である有限会社Cから転用目的に供することについての同意書をいただいております。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<瀬戸委員>

今事務局から説明のあったとおりです。(場所の説明)ここは、地図のとおり変形地ならびに傾斜地で、農耕車が入れないような場所であり、耕作が無理な場所でございます。境界等の問題もありません。近隣との景観および日照問題等もありませんので大丈夫だと思います。よろしくをお願いします。

<福島会長>

この件についてご質問等ありましたらお願いします。

<原委員>

質問というより、私の迷いも込めた感想なんですけれど、今町外の方が売電を目的として買うというようなことで、私もいくつか農地転用をこういうシステムに変えるということに立ち会ってきたんですけれど、今月上辰野の吉江さんから伺い、上辰野でも大々的にこういうものがあるということで、区長さんから吉江さんのところにきたので、私にも見て下さいというチラシがきたのと、Dさんが今こういう話があるんだけれども、農業委員としてどういうふうにお考えですか？ということで、中村委員も担当の区域なのでそんなことを考えていらっしゃるかと思います。それから現実問題として、私の家の前の田んぼも後継者がいらっしゃらないので、そういうふうにしていけどどんなもんかなあと迷われたようで、でもこの連休に水が張られていました。こういうことをどういうふうにかえたらいいか迷っていて、一度こういうことを課題にして農業委員として話し合ってもらうのもいいかなという感想と希望をお話しました。以上です。

<福島会長>

その他ありますか？

<宇治推進委員>

近隣の了解は得ているということですね？特に近隣からこれに対する不満とか危機感をもって何か立ち上げているということはないですね？

<瀬戸委員>

特別この件については施工会社のほうから承諾書をいただいたということは聞いておりませんが、説明としては承諾されたということです。

<吉江推進委員>

こういうものを作ることにに関して上辰野でもあったんですけれど、場所によって反射光の問題があったということがありますので、業者にやっていただくことだと思いますが、住民説明会をやって近隣の了解を得てからじゃないと、後になってから問題になるような気がしているんですけれど。

<赤羽事務局長>

町としての再生化エネルギーのような発電のガイドラインの部分を説明しますと、容量が10キロワット以上の新設や改修については設置場所がある行政区を通じて住民あるいは建設に対して影響を受ける方に説明会を開催してくださいとお願いしている

ところであります。こういう小さいケースについては特に住民説明会等の規定は町としては設けておりませんので、地域としてどう捕らえていくかということになります。今瀬戸委員さんにお聞きする中では、傾斜的な部分、農地的な利用の可能性を考えれば遊休荒廃化されていってしまうということと、反射という話がありましたけれど、それについても問題ないのではということもございます。ガイドラインとしてはひとつの目安として10キロワット以上の施設が説明会を実施し、説明会で出た意見や状況を付けて、担当が住民税務課生活環境係に提出をするようにということと、あくまでも住民の皆さんの理解を得ていただくようにということで示してあります。10キロワットで一定のラインが引かれているということをご承知おきいただければと思います。

<一ノ瀬委員>

10キロワットに限定しているのには何か根拠があるのでしょうか？

皆さんのご意見を伺っていると、農地に太陽光発電を建てるということは未来永劫20年30年後にその農地が発電をやって、それが荒れておかしくなると近隣の人たちに迷惑がかかるということも予想されないわけではないと思う。となると、太陽光発電の申請がでたらある程度の決め事、たとえば立会い審査をするときに、何と何と何を確認して説明してOKを出したら農転を許可する。10キロワット以上のところはこうするか、何か決め事を作って審査をするのが妥当かなと思います。反射光の問題とかいろいろ出ていましたけれど、それを一つ一つ潰したうえでこの場で発表していただいて、協議をしていただいて、許可するというのがいいと思う。

<宮島推進委員>

赤羽の太陽光ですけれど、業者の方と話したんですが、隣接の家に対する対応ということで設備の強度の問題、パネルの配線の問題、それによって風の方向が変わるとか、あの傾斜の所は特に土手の上なのでよく検討して、隣接の方には説明すると言っていました。この場所は農地として利用できるような場所でもないし、もしそのままにしておいても荒地になりますけれど、今回は太陽光ということでやってもらうしかないかなと思いました。

<唐澤事務局次長>

今一ノ瀬委員さんからご指摘のありました部分につきまして、やはり我々も事務局として現地は見させていただいておりますが、そのなかで農業委員さんにも見ていただ

くということで、一定の基準以上のものでなければ住民説明会はやらないということがありますけれど、基本的には周辺の同意を得ている、それから周辺農地の耕作に影響が無いかどうか、特に傾斜地ですけれど雨水対策ができていないかどうか、反射の問題等については確認しております。ひとつひとつマニュアル的に確認していただくということは現時点ではしていただけない状況ですので、これにつきましては早急に整備をさせていただいて、そこの説明をきちんとするなかでご判断いただきご審議いただければと思いますがいかがでしょうか？

<委員>

いいと思います。

<野澤推進委員>

北大出山林の理事をやっております、富士山グランドのところに膨大な太陽光パネルがあります。毎年1回簡単な説明を受けているんですが、この農業委員会のなかでも太陽光パネルについて今後どうなっていくのか、勉強会をするべきではないのかなど考えております。この前も説明を聞いていると、今は基準が厳しくなっており、一度作ってしまうと農地に返ることはあり得ない。そうした時に、農業委員会で農地を守るのに、そこは永遠的に発電所になってしまうということになる。今建設会社、設備会社と勉強会をして、今後委員としての意思統一ができるように、勉強会を設定していただきたい。北大出にもそういうところがいくつもあります。やはり年寄りが農地を作ったけれども後継者がいず困ってしまい、この前も相談を受けました。農業を継げないからパネルを張ろうかというふう簡単に考えてしまう。これを許してしまうと、辰野の農地はどんどん減っていつてしまうと考えます。

<赤羽事務局長>

今さまざまご意見をいただくなかで、勉強会も確かに必要だと思いますし、ある程度の農業委員会としての基準的な部分も必要かと思っておりますので、早い時期に勉強会ができればいいと思いますし、検討していき農業委員会にご提示させていただきたい。

<宇治推進委員>

議事録をとってあると思うので、事務方でしっかり精査して次の委員会に試案として出していただきたい。

<福島会長>

それではこの件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、賃貸借権の設定でございます。地図は8ページをご覧ください。

辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのEさん所有の大字伊那富字北沢…番、地目は田、面積1823㎡の内1200㎡を、辰野町が一時的に借り受け、埋蔵文化財発掘調査を行うための申請でございます。

今回の申請地につきましては、先々月、先月の農業委員会総会にてご審議いただきました申請地の追加となる農地でございます。地図上の点線部分が先月までの総会でご審議いただいた部分で、斜線部分が今回の申請地となります。申請地につきましては当初発掘調査不要地でしたが、長野県埋蔵文化財センターの調査研究員による現地確認により、発掘の可能性が高いことから、今回1823㎡の内、傾斜地を除く東側部分の1200㎡の申請となりました。

申請地一体は農振除外の公告が完了しております。

また、申請地には抵当権が設定されておりますので、関係権利者であるFから転用目的に供することについての同意書をいただいております。

周囲は既存の工場および農地に囲まれておりますが、周辺農地とは法面の段差が激しく、一体的な管理が困難な場所であり、10ha未滿の小規模な農地であります。また、宅地や事業用施設が連たんする地域から概ね500m以内でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(2)の第2種農地であり、許可はやむを得ないと判断いたします。

こちらは、先月までにご審議いただきました議案と同一事業となり、合わせて3000㎡を超える申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<福島会長>

私と野澤さんと立ち会い現地を確認しました。今ちょうど発掘をやっている真っ盛りで、たまたまここで耕作をやっている代表の方と、県の発掘の方と現地を確認しました。

地図の斜線の北側の部分の70メートル北、それから上10メートルくらいのところを発掘しており、ブルーシートが敷いてありました。この部分から化石が出ているそうです。ほかには出る可能性が少ないため、この発掘調査に関しては11月末に終了したいという県の方の話がありました。以上であります。

この件につきましてご質問ありますか？それでは賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<事務局 小松>

諮問案件の確認をお願いします。長野県農業会議ネットワーク機構の県への諮問案件としては、事業全体面積が3000㎡を超える5条2番の1件ということでよろしいでしょうか？

### 【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計1件、2筆、面積は920㎡、詳細は議案書の通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきましてご質問ありますか？

<中村委員>

利用権管理台帳の始期が平成ではなく令和じゃないか？

<唐澤事務局次長>

申し訳ありません。令和1年への訂正をお願いいたします。

<福島会長>

その他何か？無ければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第3号、非農地の承認について】

<唐澤事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。初めに、非農地証明書の交付について説

明させていただきます。詳細につきましては、お配りした＜資料1＞をご覧ください。

非農地証明書であります。土地登記簿上の地目が田または畑で、その現状が農地以外の土地につき、一定の基準を満たしている場合に非農地として証明するものです。農地を農地以外の目的に利用する場合には、農地法4条または5条の許可が必要となりますが、長年非農地として利用されており、その他の地目へ変更することに対し農地法上の問題がない土地については、農業委員会総会で審議し、承認が得られれば非農地証明書を交付いたします。

非農地の証明基準といたしましては、

①農地法施工日(昭和27年10月20日)以前に非農地とした場合

②転用されてから20年以上が経過しており、証明書の交付がやむを得ない場合、ただし、違反転用等により改善指導を行っている経緯のあるものや、隣接農地に対し被害防除等の問題がある場合は除く。

③耕作放棄後20年以上経過し、容易に農地への復元が困難であり、農地として利用される可能性がない場合

④災害によりかい廃し、今後復旧の見込みもなく、そのまま放置されている場合等があります。

それでは非農地証明の申請であります。地図は9ページをご覧ください。

今回は、大字澤底…番地にお住まいのAさん所有の

大字澤底字上ノ原…番…、地目は田、面積647㎡、

および、大字澤底字上ノ原…番、地目は畑、面積337㎡

および、大字澤底字上ノ原…番、地目は畑、面積479㎡

および、大字澤底字上ノ原…番、地目は畑、面積618㎡

および、大字澤底…番…、地目は畑、面積46㎡

以上5筆、計2127㎡、について申請がありました。

いずれの申請地も中山間直接支払い対象地区に入らず、手入れが困難となったため、今回の申請となりました。また、農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。この件につきましては、新村職務代理、古村推進委員に現地をご確認いただいております。

<古村推進委員>

説明いたします。写真の地図を見ていただくとわかるように、沢のところを開拓して作

った土地であり、今はほとんど鳥獣害の被害があり畑として作物が収穫できるようなところではありません。10数年以上耕作されておられません。現地を確認したときに写真を撮りまして、事務局へ提出してありますのでよろしくお願いします。

<福島会長>

この件につきましてご質問ありますか？

<中村委員>

現況地目と利用状況が違うのはなぜですか？

<唐澤事務局次長>

現況が利用状況と同じ原野に訂正をお願いします。

<根橋推進委員>

カラーの地図ですが、該当箇所を塗りつぶしてしまうと山林かどうか見えないので、点線で囲うとか、見えるようにしてほしい。

<福島会長>

その他ありますか？無ければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りでございます。

(2)専決事項について、4月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から4月15日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付しております。

報告事項は以上でございます。

<原委員>

以前農地転用でかかわった案件ですが、去年 12 月 16 日にあった件です。予定によれば着工が 1 月 15 日から始まって、6 月 30 日完了ということで立会いに行ったのですが、全然工事が始まっていないんですが、こういうことは農業委員としてはどうしたらいいのか聞きたい。

<事務局 小松>

3ヶ月に1回進捗状況報告をいただくことになっている。確認します。

<福島会長>

以上で議事を終わりたいと思います。

その他（事務局 小松）

○農地調整ハンドブックの配布

○農業新聞購読のお願い

申し込まれる方は申込書を事務局まで提出お願いします。

現在の購読数 28 部→H31 年度目標 43 部

是非農業委員さんからの普及をお願いしたい(福島会長より)

○クールビズについて

5 月 7 日～役場はクールビズ期間になったので、次回の総会より軽装でお越しください。

○次回委員会総会開催日:6月6日(木) 午後4時00分から 役場第2会議室

総会終了後、午後6時より小佐加にて懇親会開催

会費 4～5 千円 当日集金

○遊休農地対策活動について(唐澤事務局次長)

今年度からの遊休農地対策活動について、推進委員さん中心に検討したい。昨年度までのエゴマ栽培を継続するか、意見を伺いたい。また、総会終了後、推進委員長、副委員長を決定したい。

<宇治推進委員>

目的をもってやることは大事だし、せっかく成果を挙げていることなので、継続していけばいいのでは。

---< 総会終了後の推進委員さんによる話し合いの結果 >---

推進委員長 古村孝さん、推進副委員長 根橋正美さんに決定  
遊休農地対策活動は、引き続きエゴマ栽培に決定

○農地中間管理事業推進員 飯澤誠さん 紹介

### (閉会)

< 新村職務代理 >

今日は慎重にご審議いただきありがとうございました。遊休農地対策も始まりますし、皆さんまた協力して会を進めていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印